

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記のとおり提案書の提出を招請します。

令和 7 年 4 月 30 日

館林市長 多田 善宏

記

1 業務概要

(1) 業務名称

公立保育園及び認定こども園保育 ICT システム導入業務委託

(2) 業務目的

本業務は、館林市公立保育園及び認定こども園（以下、保育園等という。）にシステムを導入することにより、保育園等利用者（以下、保護者等という。）の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図り、負担の軽減や保育業務に専念できる環境の構築及び保育の質の向上を目的とする。

2 契約体系及び期間

契約及び期間は、次のとおりとする。

- ・ Wi-Fi 環境整備業務委託

契約締結日から令和 7 年 11 月 26 日まで

- ・ タブレット備品購入

契約締結日から令和 7 年 11 月 26 日まで

- ・ インターネット及びシステム使用料

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 6・7 年度館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者で、関東甲信越地域に本店、支店又は営業所があること（支店又は営業所にあつては、ぐんま電子入札共同システムの委任先であること。）。
- (2) 提案システムが、本市と同規模以上の人口（7.5 万人）の保育 ICT システム導入業務における導入実績及び稼働実績を有していること。
- (3) プロポーザル方式により契約しようとする業種である役務等の提供（情報処理）において、令和 7 年度館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市への入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 公募又は指名の日から候補者を特定するまでの間において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 19 年館林市告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (7) 館林市暴力団排除条例（平成 24 年館林市条例第 18 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 参加申込手続

- (1) 提出期間 令和 7 年 4 月 30 日（水）から 5 月 9 日（金）午後 5 時まで

※休日を除く

- (2) 提出先 館林市役所 健康こども部 こども課 施設支援係
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 館林市役所 健康こども部 こども課 施設支援係
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）

6 その他

- (1) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、範囲は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要した費用は、全て参加申請者の負担とする。
- (3) 詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書によるものとする。